

十、總局の自由を認めらる  
 十一、従軍兵士の保護（長官に在りては）  
 十二、電燈の設備を促す  
 十三、標的の設備の改定  
 十四、改定地（一日一回以上）  
 十五、長官の許可を以てし  
 十六、此の設備の全額を補助する  
 十七、管線費用の支給を促す  
 以上

大正五年十月廿九日

尾吉信 龍山筆 舞

（分本報）

秋田 山

一、龍山の... 廿五... 龍山...  
 二、對... 廿六... 龍山...  
 三、廿七... 廿八... 龍山...  
 四、廿九... 三十... 龍山...  
 五、龍山... 龍山... 龍山...